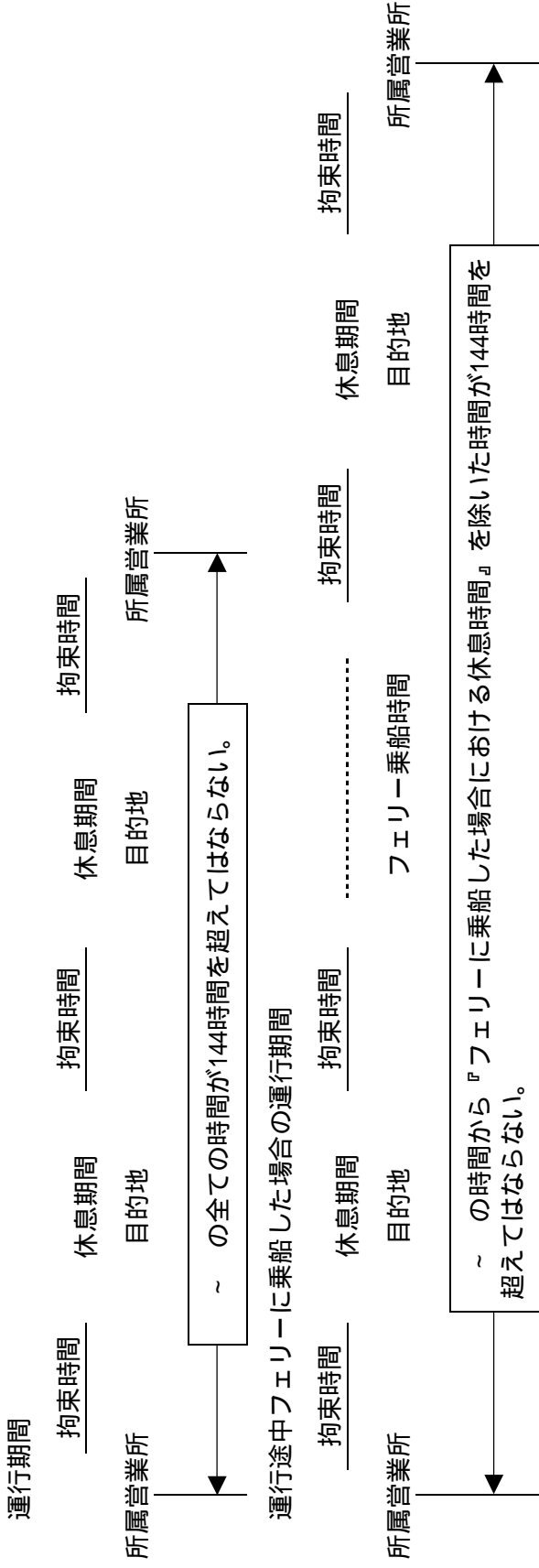


運行期間の制限について



フェリー乗船時間から2時間(拘束時間として取り扱う時間)を差し引いた時間が『フェリーに乗船した場合における休息期間』となる。
【詳細】：改善基準告示第4条第3項に基づく労働省労働基準局長の定め(平成元年3月1日付け、基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」)